

告 示

埼玉県告示第五百三十九号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十七号（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から施行する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百二十六号金額の欄イ及び同項第二百二十八号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第三百一十一号金額の欄イ及び同項第三百十三号金額の欄イ」に改める。